

(R5. 12. 5)

島根県土木総務課建設産業対策室 高橋・奥村
TEL:0852-22-6429 FAX:0852-22-5782

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1. 指名停止措置対象業者及び指名停止措置期間

商号又は名称	代表者氏名	住 所	措置期間
構営技術コンサルタント(株)	水野 隆之	高知県高知市本宮町 1 0 5 - 2 3	令和5年12月5日から 令和6年 6月4日まで (6ヵ月)

2. 指名停止措置の範囲

島根県が発注する建設工事等について、指名停止とする。

3. 事実概要

構営技術コンサルタント(株)は、高知県発注の地質調査業務の入札に関し、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反したとして、令和5年9月28日、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。

4. 指名停止措置理由等

構営技術コンサルタント(株)が、独占禁止法違反により公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたことは「建設工事等入札参加資格者に対する指名停止等に係る措置要綱」別表第2第4号に該当する。

なお、指名停止措置の期間6ヵ月とする。

〈指名停止措置要綱 別表第2〉

措 置 要 件	期 間
(独占禁止法違反行為) 4 次に掲げる建設工事等及び維持修繕業務等に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、建設工事等及び維持修繕業務等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。(前号に掲げる場合を除く。)	6ヵ月以上24ヵ月以内